遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更等の特記仕様書

Ｒ２.９.１版

第１条（遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更）

（１）変更対象項目

特記仕様書に記載する変更対象の建設資材については、表－建設資材の購入・調達地域等および変更対象に記載されている購入・調達地域等から購入または調達することを想定しているが、受注者において、ひっ迫による影響から安定的な確保を図るために、当該地域等以外から購入・調達せざるを得ないことが想定される場合には、表－建設資材の購入・調達地域等および変更対象の項目にかかる輸送費や購入費用について設計変更出来るものとする。

なお、ひっ迫が予想される建設資材は特記仕様書に記載する資材を考えているが、その他、想定される資材がある場合は発注者（監督職員）に事前に報告するものとする。

【参考】表－建設資材の購入・調達地域等および変更対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資材名 | 規格 | 調達地域 | 備考 |
| ■資材 | | | |
| 石材 |  | 丹南地区 |  |
| 土砂 |  | 丹南地区 |  |
| アスファルト合材 |  | 丹南地区 |  |
| 生コンクリート |  | 丹南地区 |  |
| ■仮設材 | | | |
| 仮設材 |  | 丹南地区 |  |

※上表における用語の定義

　・ここでいう購入地域とは積算上設定している地区別単価区分を指す。

　・ここでいう調達地域とは積算上設定している運搬起点となる所在地を指す。

　・積算上、資材は現着単価を計上している。

　　輸送費用の増し分については、実際の取引きにおいても、現着単価が基本であることから材料費に含んでも良い。なお、ひっ迫により購入・調達地域等以外からの購入費用（輸送費用）の増分について理由・実績等が確認できるものについて変更対象とする。

・仮設材は、土木工事標準積算基準により運搬費用を積上により計上するものを対象としているが、任意仮設による契約であるため、積算上想定しているものを記載しているに過ぎず、指定するものではない。

なお、ひっ迫による所在地以外からの調達による、購入費用（賃料）や輸送費用の増分について理由・

実績等が確認出来るものについて変更対象とする。

（２）提出資料等

　　　　受注者は、遠隔地からの建設資材の調達等にかかる設計変更の対象となる品目等について、表－１の資料を提出するものとし、各段階において発注者（監督職員）と協議・確認を受けるものとする。なお、表－１の①～③については、提出資料を別途指示する様式１－１～３にてとりまとめて提出するものとする。

表－１　受発注間の対応資料

|  |  |
| --- | --- |
| 提出資料 | 備考 |
| ①調達等計画（当初）  ①調達等計画（当初） | ・ 受注者が計画する建設資材の項目毎の購入・調達条件と発注時期等（予定）がわかるもの  ・ 契約後に受注者がメーカー・商社や運送会社等から入手した見積書で項目毎の当初計画額がわかるもの（発注書・注文書・請書など計画段階での購入・調達条件（金額や購入・調達地域等がわかるもの。）  ※契約後遅滞なく提出（変更追加等の場合は変更の都度提出） |
| ②調達等計画（変更） | ・建設資材のひっ迫により、①によりがたい場合で、購入費・運搬費が増となる購入・調達条件で①との変更点がわかるものおよび変更理由。  ※購入・調達の条件が変更の都度提出 |
| ③調達等計画（実施） | ・ ②の結果で、建設資材の購入費・運搬費にかかる支出実績を証明する書  類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）。  ※支払の都度提出 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対応内容 | 対応者 | 備考 |
| ①積算上の調達条件 | 発注者 | 特記仕様書において建設資材の調達条件を明示 |
| ②調達等計画（当初） | 受注者 | ・ 建設資材の品目毎の調達条件と発注時期（予定）がわかるもの  例）契約後に受注者がメーカー・商社や運送会社から入手した見積書で項目毎の計画（発注書・注文書・請書など計画段階での見積額や適用期間）がわかるもの。  ※上記は発注者（監督職員）が確認できるものであること。（契約後遅滞なく提出するものとする。なお、追加施工分については、その都度提出して良い。様式１－１を使用する。） |
| ③調達等計画（変更） | 受注者 | ・ 建設資材の発注時、ひっ迫により①②から調達条件や変更理由などがわかるもの  例）発注時に受注者がメーカー・商社や運送会社から入手した見積書で項目毎の実施（発注書・注文書・請書など発注段階での見積額や適用期間）がわかるもの。  ※当初との差について、発注者（監督職員）が確認できるものであること。（変更の都度提出して良い。様式１－２を使用する。） |
| ④調達等計画（実施） | 受注者 | ・ ③の結果で、支払状況等を監督職員が確認できるもの。  ※当初との金額差がわかるものであること。（様式１－３を使用する。） |

（３）設計変更

設計変更については、最終精算変更時点において、（２）表－１－提出資料に記載の証明

書類を発注者（監督職員）に協議・確認を得たものについて行うものとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第２条（地域外から労働者確保に要する間接費の設計変更）

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」および「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を行う場合は、変更実施計画書（様式１と実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。

第３条

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第４条

受注者から提出された資料に虚偽の申請があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第５条

　　　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。